

1 趣旨

この方針は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、町が行う障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく事業所等（以下「障害者就労施設」という。）

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所

(3) 在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者
- イ 在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

町において障害者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

なお、下記に記載がないものであっても、町が調達可能な物品等であれば対象とする。

(1) 物品

紙製品、食品、印刷物、日用品、農作物、啓発用品その他の障害者就労施設等が提供可能なもの

(2) 役務

軽作業、施設等の清掃作業その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 物品等の調達目標

令和2年度の障害者就労施設等からの調達は、物品及び役務のそれぞれについては、令和元年度実績額を上回るよう、各機関において鋭意検討のうえ、着実な推進を図るものとする。

7 物品等の調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等について情報収集し、町の全ての機関での情報共有に努める。
- (2) 物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号規定による随意契約の活用に努める。

8 調達方針の作成及び調達実績の公表

- (1) この方針は、毎年度作成するものとし、作成後遅滞なく町ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後、すみやかに概要を取りまとめ、遅滞なく町ホームページ等で公表する。

9 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。

10 その他

物品等の調達のほか、町及び関係団体が実施するイベント等での販売機会の確保に努めるとともに、障害者就労施設等の活動に対して町民の理解を深める啓発、広報への取組みを行う。